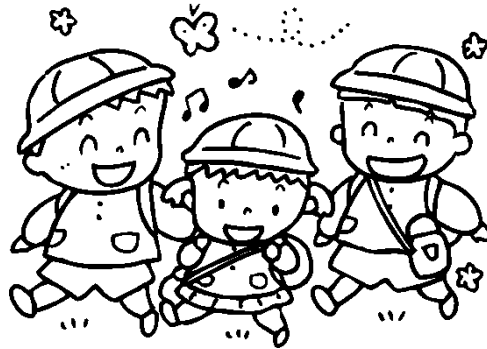


【平成 31 年度】

放課後児童健全育成事業

下関市放課後児童クラブ 入会のご案内



《目次》

- | | |
|-----------------------|--------|
| 1. 児童クラブの概要 | P. 1～3 |
| 2. 平成 31 年度の入会手続きについて | P. 4～5 |
| 3. 必要書類について | P. 6～7 |
| 4. 入会説明会について | P. 7 |
| 5. その他 | P. 7～8 |
| 6. 児童クラブ一覧 | P. 8～9 |

はじめにお読みください

- 児童クラブは、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。
- このご案内は、児童クラブの入会手続等についての説明が記載されています。お申込みの前によく読んで、その後も大切に保管してください。
- 事実と異なった内容の申請書、証明書を提出された場合は、入会取消しとなりますのでご承知ください。

1. 児童クラブの概要

(1) 対象児童

下関市内の小学校に就学している児童及び下関市に住んでいて下関市以外の小学校に就学している児童で、保護者（父母等）が就労等により常時留守になっている家庭の児童が対象です。

(2) 入会要件

①衣服の着替えやトイレなど、身の回りのことが概ね一人ででき、原則として年間（4月～翌年3月）を通じて児童クラブの利用が必要であること。

※児童の健康面、生活面での配慮の必要性（アレルギーの有無、集団生活への不安）、障害者手帳等の有無、特別支援学級への在籍状況及び通級指導教室への通級状況等をお聞きします。

②児童クラブ保育料に滞納がないこと。

※児童クラブ保育料に滞納がある場合は、その都度督促状等にてお知らせしております。滞納がないことを確認の上、申請してください。

③次に掲げる理由により、保護者のいずれもが昼間児童の世話を十分できないと認められること。

ア 居宅外で労働することを常態としていること。

（月～金曜日のうち週3日以上又は月12日以上（日曜日は除く）、原則として午後3時時点で家庭に不在であること。ただし、夜間勤務の場合は、勤務終了時間と通勤にかかる時間と8時間（睡眠時間）を加えた時間が午後3時以降であり、家庭での児童の保育が困難な理由があること。）

☆育児休業中は、児童クラブをご利用できません。また、育児休業明けの入会申請でも入会を約束するものではありません。

イ 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。（日数や時間は「ア」と同じ。）

ウ 妊娠中又は出産後間がないこと。（出産予定月の前月から5ヵ月間で必要な期間）

エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

オ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

カ 就業を目的とした職業訓練、学校への就学をしていること。（日数や時間は「ア」と同じ。）

キ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

ク 上記「ア」から「キ」のほか、特に市長が必要と認める状態にあること。

入会要件に変更があった場合は、各児童クラブへ連絡してください。

(3) 主な活動内容

みんなで楽しく過ごすための基本的な生活習慣及び、遊びを通じての自主性、社会性、創造性を身に付ける手助け、連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換などを行います。

※学校や塾とは違いますので、特別な技術を教えたり、学習指導はしていません。

(4) 開設時間

①月曜日から金曜日 授業終了時から午後6時30分まで

②土曜日 午前8時から午後6時まで

③市立小学校の休業日 午前8時から午後6時30分（土曜日は午後6時まで）

（学年始め・学年終わりの休業、夏季休業、冬季休業、学校行事の振替休日等）

※日暮れの早い冬季や天候の悪い日などは、児童の安全性を考慮して早めに帰宅を促したり、お迎えをお願いする場合があります。

※土曜日は登級人数等によって近隣の児童クラブと合同保育をする場合があります。

(5) 閉級日（閉所日）

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③年末年始（12月29日～1月3日）
- ④3月31日（日曜日に当たるときは、その前日）
- ⑤その他市長が定める日

(6) 保育料

利用にかかる費用は児童一人につき次のとおりです。

利用区分	金額
基本利用（月曜日～金曜日）	月額4,000円
基本利用＋土曜日	月額5,000円
夏季休業期間（7月21日～8月31日）加算	2,600円

※納付方法は原則、口座振替となります。

※利用日数にかかわらず、利用した月の月額保育料をいただきます。

※おやつ代等は別途必要です。

※スポーツ保険料掛金の一部（400円）を年度で1回ご負担いただきます。



《保育料の減免》（注意：おやつ代等の減免はありません。）

減免の理由	減免額	必要書類等
①生活保護世帯	保育料の1/2	・児童クラブ保育料減免申請書 ・生活保護受給票のコピー
②市民税非課税世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯	保育料の1/2	・児童クラブ保育料減免申請書 ・最新年度の市県民税所得課税証明書【原本】（世帯全員分） ※証明書は市県民税が非課税と確認できるもの。毎年1月1日（平成30年度であれば、平成30年1月1日）に住所のあった市区町村が発行します。詳細は発行する市区町村にお問い合わせください。 （中国残留邦人等自立支援給付受給世帯の方は、非課税証明書ではなく、受給世帯と分かるものの写し）
③児童2人以上が同時に入会している場合 ※2人目以降の児童が対象です。	保育料の1/2	・児童クラブ保育料減免申請書 ※2人目以降の児童分について減免申請書の提出が必要です。 ※学年が一番上の児童を基準として、学年が下の児童を減免の対象とします。
④夏季休業期間の休会 （7月21日～8月31日）	8月分の保育料を免除	・児童クラブ夏季休会届 ※休会手続きをした児童が、休会期間中に登級する（休会を取りやめる）ことは出来ません。

《市民税非課税世帯の減免について》

当該年度の市県民税所得課税証明書の発行は毎年6月1日以降となっていますので、減免区分は以下のとおりとなります。

4月分から6月分の保育料の減免

平成30年度の市県民税非課税の世帯が対象となります。

※平成29年1月1日～平成29年12月31日の収入に基づく課税状況で判定します。

※生活保護世帯、市民税非課税世帯又は中国残留邦人等自立支援給付受給世帯の方の、平成31年4月分からの減免申請は、入会決定通知後（平成31年3月以降）別途申請期間を定めて受付します。5月分以降は、25日（日曜日の場合は翌日）まで申請されたものが翌月からの適用となります。

②7月分から翌年3月分の保育料の減免

平成31年度の市県民税非課税の世帯が対象となります。

※平成30年1月1日～平成30年12月31日の収入に基づく課税状況で判定します。

※4～6月分の減免が適用されている方は、子育て政策課が本市の課税台帳により審査しますので、減免申請書の提出は必要ありませんが、市県民税課税状況が下関市で確認できない方（平成31年1月1日に下関市に住所がなかった等）は、再度減免申請書の提出が必要です。

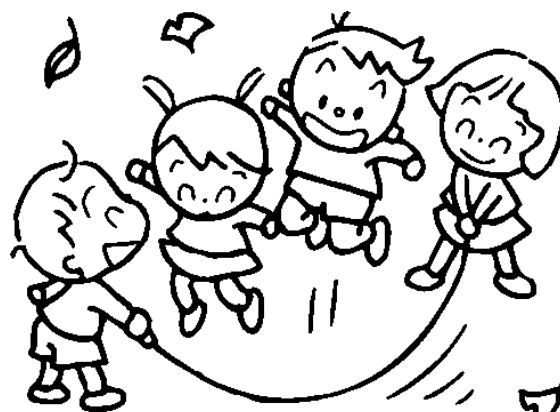
※平成31年7月以降の保育料について減免申請書を提出する際は、平成31年度の市県民税所得課税証明書の原本（世帯全員分）を添付してください。（証明書は市県民税が非課税と確認できるもので、平成31年度であれば平成31年1月1日に住所のあった市区町村が発行します。詳細は発行する市区町村にお問い合わせください。）

※減免申請書は、25日（日曜日の場合は翌日）までに提出されたものが翌月からの適用となります。（平成）

※再判定により、市県民税の課税を確認した世帯については、7月分以降の保育料は減免されません。

(7) 休会

7月21日から8月31日までの期間（夏季休業期間）を利用しない場合には、休会することが出来ます。（夏季休業期間以外での休会はありません。）



2. 平成 31 年度の入会手続きについて

平成 31 年度の入会を希望される方は、以下の日時にて入会受付を行いますので、所定の入会申請書にご記入の上、必要書類を全て添付してお申込みください。

(1) 新年度の入会（平成 31 年 4 月 1 日入会希望の方）

受付期間	<p>平成 31 年 1 月 8 日(火)～平成 31 年 2 月 6 日(水)</p> <p>※<u>受付期間終了後の申請は随時受け付けますが、保険加入手続き等の事務処理に時間を要し、4 月 1 日からの入会はできかねますので、あらかじめご了承ください。</u></p> <p>※申請書の記載内容や添付書類に不備があった場合は、申請書類が整ってから の受付となり、入会の時期が遅れる場合があります。</p> <p>※入会希望者数が児童クラブの受入可能人数を超えた場合、入会をお待ちいただく場合があります。</p>
受付場所	<p>入会希望の児童クラブ</p> <p>※ただし、滝部児童クラブの入会申請は、神田児童クラブ、神玉児童クラブでも受付いたします。</p>
受付時間	<p>【月～金】午後 1 時 30 分～午後 6 時 【土】午前 9 時～午後 5 時 30 分</p> <p>※上記の受付時間のうち、平日はなるべく児童の多い時間帯（午後 3 時頃～午後 5 時頃）を避けてお越しください。保育状況によってはお待ちいただく場合もありますので、時間に余裕を持ってお越しください。</p> <p>※事前に入会希望の児童クラブへ連絡してください。ただし、学校行事等で臨時に開級時間を短縮したり、休みにする場合がありますので、児童クラブに連絡がつかない場合は、子育て政策課までお問合せください。</p> <p>※日曜日及び祝祭日は受付を行っていません。</p>
入会決定	<p>3 月上旬ごろ</p> <p>※電話によるお問い合わせにはお答えできません。</p>

《入会申請に関する注意事項》

- ①必ず保護者の方が直接書類を提出してください。（原則郵送による申請は受け付け出来ません。）
- ②受付期間までに必要添付書類等が提出できない場合は、事前に児童クラブにご相談ください。
- ③申請中に転居等により希望する児童クラブを変更する場合は、「児童クラブ入会申請取下げ届」を提出後、新たに希望する児童クラブへ再度「児童クラブ入会申請書」を提出してください。
※その際、添付書類を新たにお取りいただく必要はありませんが、勤務先（雇用主）が変わる場合は、変更後の「雇用（内定）証明書」（自営業状況書）の添付が必要となります。
- ④申請書の記載事項、提出された証明書等の添付書類により、入会要件を満たしているかどうかの審査を行います。必要に応じてご自宅や勤務先等に確認の連絡をする場合や、追加で書類を提出していただくことがあります。
- ⑤入会希望者数が児童クラブの受入可能人数を超えた場合、入会をお待ちいただく場合があります。
- ⑥児童クラブの入会申請を取下げる場合は、早めに子育て政策課又は児童クラブへ「児童クラブ入会申請取下げ届」を提出してください。
- ⑦入会決定通知以降に利用を辞退する場合は、速やかに子育て政策課又は児童クラブへご連絡いただき、「児童クラブ退会届」を提出してください。ただし、児童クラブ保育料等をお支払いいただくことがありますのでご注意ください。

《障害等により特別に支援が必要な児童について》

児童クラブは、療育機関としての機能は備えておりませんので、心身に障害があり、集団生活に支障があると判断した場合は、入会できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、障害児通所支援事業として、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた就学児を対象として、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う「放課後等デイサービス」がありますので、選択肢の一つとしてご検討ください。詳しいお問合せは、こども家庭支援課（電話 231-1432）までお問合せください。

入会相談又は申請時に児童クラブでお子様と共に面接等の聞取りを行いますので、来所の際は事前に児童クラブに連絡をお願いします。

※申請時に障害の有無等の申し出がない等、虚偽申請にあたる場合は、入会が決定している場合でも改めて入会の可否について判定させていただきます。

(2) 年度途中の入会 ※年度途中の入会は原則毎月1日の入会となります。

受付期間	<u>入会希望月の前月15日まで</u> （日曜日及び祝祭日の場合は翌日） ※申請書の記載内容や添付書類に不備があった場合は、申請書類が整ってから の受付となり、入会の時期が遅れる場合があります。 ※児童クラブの入会児童数の状況によっては、入会をお待ちいただく場合があります。
受付場所	入会希望の児童クラブ
受付時間	新年度の入会と同様 ※学年始め・学年終わりの休業、夏季休業、冬季休業中の各児童クラブの受付時間は午前9時～午後6時までとなります。（土曜日は午後5時30分まで）
入会決定	各受付期間の締切日から <u>10日程度</u> 後

(3) 夏季休業期間のみの入会（7月21日～8月31日まで）

受付期間	平成31年5月15日（水）～平成31年6月12日（水）まで
受付場所	入会希望の児童クラブ
受付時間	年度途中の入会と同様
入会決定	平成31年7月上旬ごろ

※夏季休業期間のみの入会手続き等は、別に定めます。

※登級人数等によって、近隣の児童クラブと合同保育をする場合があります。

※夏季休業期間のみの入会申請は、各児童クラブの入会状況によって入会できない場合があります。

※入会期間（夏季休業期間）終了後は自動的に退会となります。

3. 必要書類について

(1) 児童クラブ入会申請書

児童の学年は入会開始希望日時点の学年を、その他は申請日現在の状況をもれなく記入してください。

申請者は「下関市放課後児童クラブ保育料口座振替依頼書の納入義務者及び口座名義人」となります。（「申請者」＝「納入義務者」＝「口座名義人」です。）

家族状況の「父母」とは、内縁や事実婚による保護者を含みます。

祖父母が同居している場合は、世帯の別に関係なく「同居の家族」の欄に必ず記入してください。

※兄弟姉妹等で入会希望の場合は、1枚の申請書で申請が可能です。

※住所や勤務状況等の変更などで入会申請書に記載した内容（住所、家族、電話番号、就労状況など）に変更があった場合は「児童クラブ記載事項変更届」の提出が必要です。（なお、転職の場合はあわせて雇用（内定）証明書が必要になります。）

※雇用（内定）証明書に雇用契約終了日が記載されている場合は、雇用契約更新後速やかに、雇用契約更新等に伴う雇用（内定）証明書の提出をお願いします。

(2) 添付書類（入会を希望する理由を証明するための書類）

保護者の方それぞれについて証明が必要です。添付書類が揃わない場合は、入会の受付ができません。なお、兄弟姉妹等で同時に申請する場合は児童1人分で構いません。

入会要件	必要書類
就労（ア、イ）	雇用（内定）証明書若しくは自営業状況書【所定様式】 ※複数の就労先がある場合、原則として全ての就労先のものを用意してください。2箇所以上シフト制の就労先がある場合、シフト表等はできる限り同じ月のものを用意してください。
妊娠中又は出産後（ウ）	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
疾病、負傷、障害（エ）	主治医の意見書【所定様式】
同居の親族を常時介護（オ）	看護・介護等申告書【所定様式】及び障害者手帳等の写し
職業訓練、学校への就学（カ）	在学証明書（期間のあるもの）及びカリキュラムなど
災害復旧等（キ）	罹災証明及び復旧の状況がわかるもの
上記以外に、これらに類するものとして市長が認めること（ク）	上記以外の保育が困難な状態等がわかるもの

(3) 下関市放課後児童クラブ保育料口座振替依頼書（お客様控）の写し

納付方法は原則、口座振替となります。金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」の本人控えを1部コピーして申請書に添付してください。

※平成27年4月以降に入会履歴があり、その際に登録されている口座を利用する場合は再度の手続きは不要（入会申請者と口座名義人が同一人物の場合に限ります。）ですが、コピーの提出は必要になります。お手元にない場合は、「申立書（口座振替）」を提出してください。

※口座名義、銀行、支店等を変更する時は、改めて「口座振替依頼書」の手続きが必要です。

《取扱金融機関》

山口銀行、西中国信用金庫、ゆうちょ銀行、下関農業協同組合、西京銀行

※上記金融機関に口座をお持ちでない方は、入会申請時までには口座の開設をお願いします。

(4) 個人情報に関する同意書（特別に支援が必要な児童）

児童を安全・安心にお預かりするために、障害等により特別に支援が必要な児童（特別支援学級に在籍している若しくは在籍を考えられている児童も含む。）については、個人情報に関する同意書を必ず提出してください。

必要に応じて、教育委員会等の関係機関から、児童が安全に過ごすのに必要な情報提供を受けます。

また、「個人情報に関する同意書」とともに、以下の書類のうち、「ア」の書類をお持ちの方は「ア」を、「ア」の書類をお持ちでない方は「イ」の書類を提出してください。

ア 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

イ 医師の診断書の写し又は特別支援学級の在籍証明書

なお、申請時点で上記書類が揃わない場合は、子育て政策課へご相談ください。

4. 入会説明会について

新年度（4月1日）からの入会決定を受けた方は、各児童クラブで平成31年3月16日（土）午後より入会説明会を実施しますので必ず出席してください。

（詳細は、児童クラブ入会決定通知書送付時にご案内いたします。）

※年度途中で入会決定を受けた方は、個別に入会説明を行います。児童クラブよりご連絡いたしますので、日時を調整の上、入会日前日までに必ず児童クラブにて入会説明を受けてください。

※児童クラブより入会に伴う書類の配付や提出書類をお願いすることがあります。

5. その他

(1) 入会承認期間について

入会承認期間は平成32年3月31日までとなります。

※上記期間以降の利用については再度申請手続きが必要となります。

※妊娠中等で入会の承認期間は、出産予定月の前月から5ヵ月間までです。

(2) 入会保留について

児童クラブの受入れ可能人数を超える申請があり、すぐに入会できない場合には「児童クラブ入会保留通知書」を送付し、入会をお待ちいただくこととなります。

なお、その後の児童クラブの退会状況に応じて、随時入会決定を行いますが、上記承認期間内に入会できない場合もありますのでご了承願います。

(3) 入会の不承諾について

児童クラブ保育料に滞納がある等、児童クラブの入会を不承諾とした場合は、「児童クラブ入会不承諾通知書」を郵送します。

(4) 入会決定の取消しについて

次に該当する場合は、入会の決定を取消す場合があります。

- ①児童クラブ保育料を正当な理由なく2ヵ月以上にわたり滞納した場合
- ②入会の申請に虚偽又は不正があった場合
- ③心身に障害があり、集団生活に支障があると判断された場合
- ④その他児童クラブに管理運営上支障がある場合（他の児童や支援員に対する暴力行為、無断欠席が頻繁にある場合（ただし、児童の入院等の止むを得ない事情は除く。）や開設時間外のお迎えが頻繁にある場合等）

6. 児童クラブ一覧

クラブ名	所在地	電話番号
文関 (1)	下関市上田中町1-14-1 文関小学校内	090-7504-8765
文関 (2)		080-5626-9579
王江	下関市入江町9-1 王江小学校内	090-7504-8766
関西	下関市関西町12-1 関西小学校内	090-7504-8767
桜山	下関市上新地町2-5-10 桜山小学校内	090-7504-8768
向山 (1)	下関市向山町14-1 向山小学校内	090-7504-8770
向山 (2)		080-5626-9605
養治	下関市本町2-6-1 養治小学校内	090-6836-0863
名池	下関市名池町10-1 名池小学校内	090-8242-8785
西山	下関市彦島迫町5-13-21 西山小学校内	080-6334-5534
江浦	下関市彦島江の浦町3-4-1 江浦小学校内	090-7504-8773
		080-5626-9614
角倉	下関市彦島角倉町3-5-5 角倉小学校内	090-7504-8774
向井	下関市彦島向井町2-20-1 向井小学校内	090-7504-8775
本村	下関市彦島本村町3-16-1 本村小学校内	090-6836-0864
豊浦 (1)	下関市長府亀の甲2-2-1 豊浦小学校内	090-7504-8776
豊浦 (2)		090-8243-2352
豊浦 (3)		080-5626-9588
長府 (1)	下関市長府松小田北町14-1 長府小学校内	090-7504-8777
長府 (2)		080-5626-9609
王司 (1)	下関市王司神田6-9-1 王司小学校内	090-7504-8778
王司 (2)		080-5626-9560
清末 (1)	下関市清末西町1-6-1 清末小学校内	090-7504-8779
清末 (2)		080-5626-9611
小月	下関市小月西の台6-1 小月小学校内	090-7504-8780
王喜	下関市王喜本町2-12-30 王喜小学校内	090-6836-0865
生野	下関市幡生本町7-14 生野小学校内	090-7504-8771

山の田 (1)	下関市山の田中央町13-1	山の田小学校内	090-7504-8772
山の田 (2)			090-7504-8769
山の田第二	下関市山の田南町12-1		080-5235-8724
一の宮	下関市一の宮住吉1-8-1	一の宮小学校内	080-6334-5561
			080-5626-9613
熊野 (1)	下関市熊野西町10-1	熊野小学校内	080-6334-5582
熊野 (2)			080-6316-4117
川中 (1)	下関市伊倉本町19-1	川中小学校内	090-7504-8781
川中 (2)			080-6343-1501
川中西 (1)	下関市古屋町2-9-1	川中西小学校内	090-7504-8782
川中西 (2)			080-5753-2958
垢田	下関市新垢田西町1-1-1	垢田小学校内	090-7504-8783
安岡 (1)	下関市安岡町3-5-5	安岡小学校内	090-7504-8784
安岡 (2)			080-6262-7791
勝山 (1)	下関市秋根上町2-2-1	勝山小学校内	080-6334-5563
勝山 (2)			080-6307-3635
吉見	下関市吉見里町1-8-1	吉見小学校内	080-5620-3980
きくがわ	下関市菊川町大字下岡枝188	総合福祉会館内	080-6343-1502
豊田下	下関市豊田町手洗285-1	豊田下公民館内	080-6343-1503
西市	下関市豊田町大字矢田132	西市小学校内	090-7548-5414
室津	下関市豊浦町大字室津下152-1	室津小学校内	090-8243-2337
誠意	下関市豊浦町大字黒井2200	誠意小学校内	080-6343-1504
川棚 (1)	下関市豊浦町大字川棚3642	川棚小学校内	090-8243-2328
川棚 (2)			080-6261-8625
小串	下関市豊浦町大字小串617	小串小学校内	080-6343-1505
滝部	下関市豊北町大字滝部1200	滝部小学校内	080-6343-1506
神田※	下関市豊北町大字神田2519-1	神田小学校内	080-6343-1507
神玉※	下関市豊北町大字神田上2704-1	神玉小学校内	080-6343-1508
阿川	下関市豊北町大字阿川3864-4	旧豊北第三中学校内	080-6343-1509

※神田小学校、神玉小学校と滝部小学校との統合に伴い、神田児童クラブ、神玉児童クラブは平成30年度までの開設となります。

下関市こども未来部子育て政策課放課後保育係

〒750-8521 下関市南部町1番1号

【TEL】083-231-1431